

川口市出張理容・出張美容に関する届出及び衛生管理に関する 要領

(趣旨)

第1条 この要領は、理容師法（昭和22年法律第234号）及び美容師法（昭和32年法律第163号）その他関係法令等に定めるもののほか、理容師が理容所以外の場所で理容の業を行う場合又は美容師が美容所以外の場所で美容の業を行う場合（以下「出張理容・出張美容」という。）における衛生の確保及び向上等に関し必要な事項を定めるものとする。

(出張理容・出張美容を行う場合の衛生上必要な措置)

第2条 川口市理容の業を行う場合の衛生措置等に関する条例第6条第2号及び川口市美容の業を行う場合の衛生措置等に関する条例第6条第2号の規定による市長が特に認める措置は、次のとおりとする。

- (1) 不特定多数が利用する施設等において出張理容・出張美容を行う場合には、作業場を他の区域と区分するなど、施設の衛生保持に支障を来さない措置を施すこと。
- (2) 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造とすること。ただし、ビニールなど不浸透性材料のシートの上で作業を行う場合は、この限りでない。
- (3) 作業場には、施術中の客、介助者以外の人及び身体障害者補助犬以外の動物をみだりに出入りさせないこと。
- (4) 消毒された器具・布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるものを携行し、使用後は、他のものと区別して収納すること。
- (5) 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。

- (6) 作業終了後は、客１人ごとに作業場の清掃・消毒を十分行い、清潔にすること。
- (7) 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、これらの者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（平成１６年１月３０日健感発第０１３０００１号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にすること。
- (8) パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。
- (9) 常に健康管理に注意し、感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、理容行為及び美容行為を行わないこと。

（書類等の添付）

第３条 川口市理容の業を行う場合の衛生措置等に関する条例第７条第１項又は川口市美容の業を行う場合の衛生措置等に関する条例第７条第１項の規定による届出をしようとする者（以下「出張理美容届出者」という。）は、当該届出に際し、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、当該出張理美容届出者が、市に理容師法第１１条第１項又は美容師法第１１条第１項の規定による届出をした理容所又は美容所に属する理容師又は美容師であって、当該理容所又は美容所の開設者から当該出張理美容届出者に係る届出情報を利用することについて同意を得た上で、市が保有する個人情報を利用することに同意した場合は、(1)及び(2)の添付を省略することができる。

- (1) 理容師にあつては理容師免許証の写し、美容師にあつては美容

師免許証の写し

- (2) 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
- (3) 携行品及び消毒設備等が確認できるもの（概要及び写真）
- (4) 当該届出書（川口市理容師法施行細則様式第 9 号又は川口市美容師法施行細則様式第 9 号）の写し

2 川口市理容の業を行う場合の衛生措置等に関する条例第 7 条第 2 項又は川口市美容の業を行う場合の衛生措置等に関する条例第 7 条第 2 項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に際し、変更の内容を明らかにした書類を添付しなければならない。

（報告等）

第 4 条 市長は、必要があると認めるときは、出張理容・出張美容を行う者に対し、当該業務に関して必要な報告をさせ、又は利用者等の同意のもとに業務場所等に職員を立ち入らせ、その衛生措置の状況を確認するものとする。

2 前項の職員は、理容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 4 号）第 28 条及び美容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 7 号）第 28 条に規定する環境衛生監視員とする。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 10 日から施行する。